

福岡県公報

平成19年5月21日
第2679号

目次

告示(第1008号 - 第1010号)

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	1
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	1
市の字の区域及び名称の変更	(地方課)	1
公安委員会			
教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	4
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通企画課)	5

告示

福岡県告示第1008号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成19年5月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 組合の名称
直方市感田東土地区画整理組合
- 事業施行期間
平成13年12月21日から平成20年3月31日まで
- 施行地区
直方市大字感田字野添、字湯ノ浦及び字上原の各一部

- 事務所の所在地
直方市大字感田725番地の1
- 設立認可の年月日
平成13年12月7日
- 変更認可の年月日
平成19年5月11日

福岡県告示第1009号

福岡県税条例(昭和25年福岡県条例第36号)第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程(昭和48年9月福岡県訓令第16号)第135条の規定により次のように告示する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 特約業者の氏名又は名称
有限会社 本田石油店(代表取締役 本田 謙三)
- 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県北九州市門司区柳町3丁目5番13号
- 特約業者の指定取消年月日
平成19年4月1日

福岡県告示第1010号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、古賀市長から古賀市の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

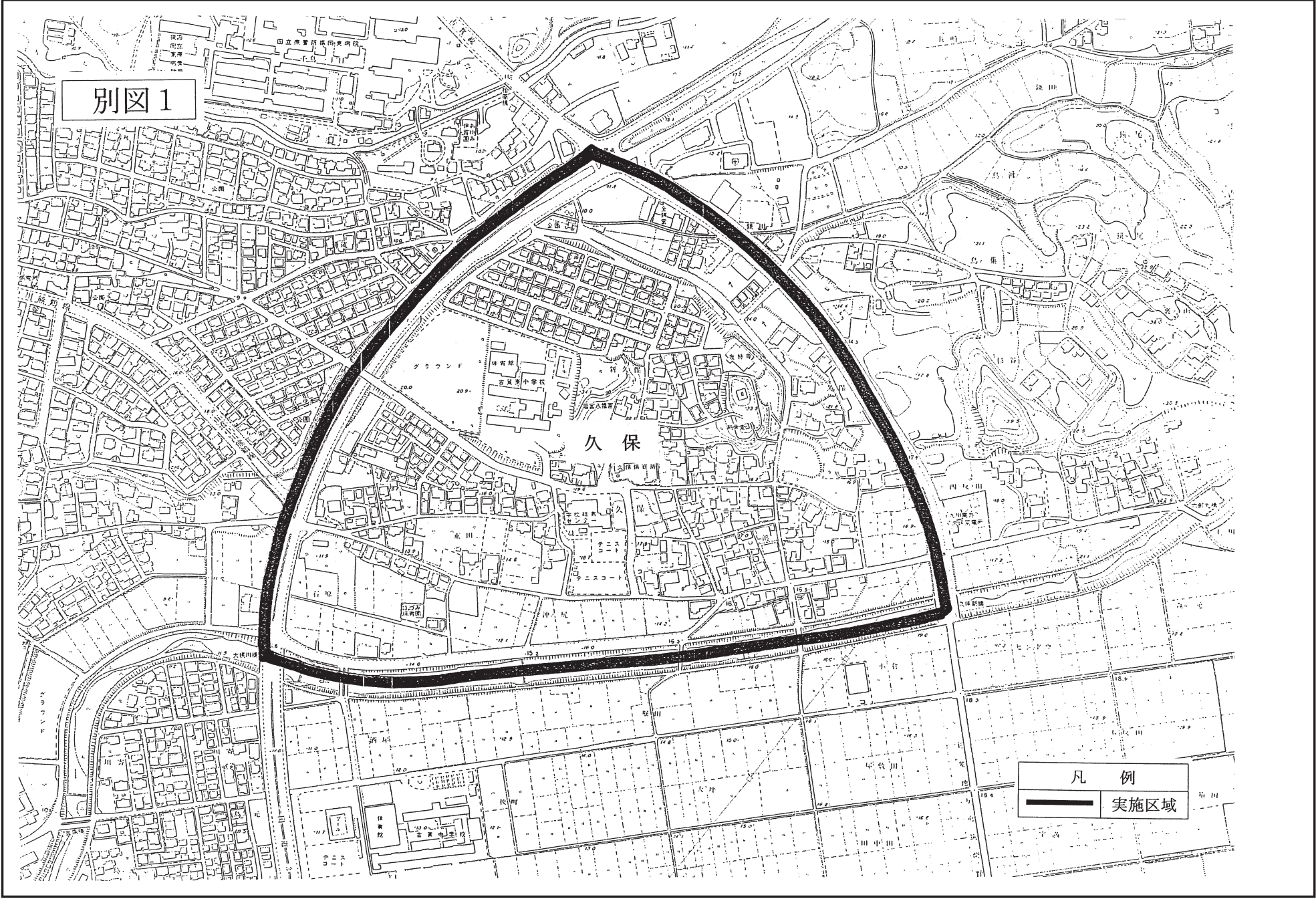
上記処分は、平成19年10月1日から効力を生ずるものとする。

平成19年5月21日

福岡県知事 麻生 渡

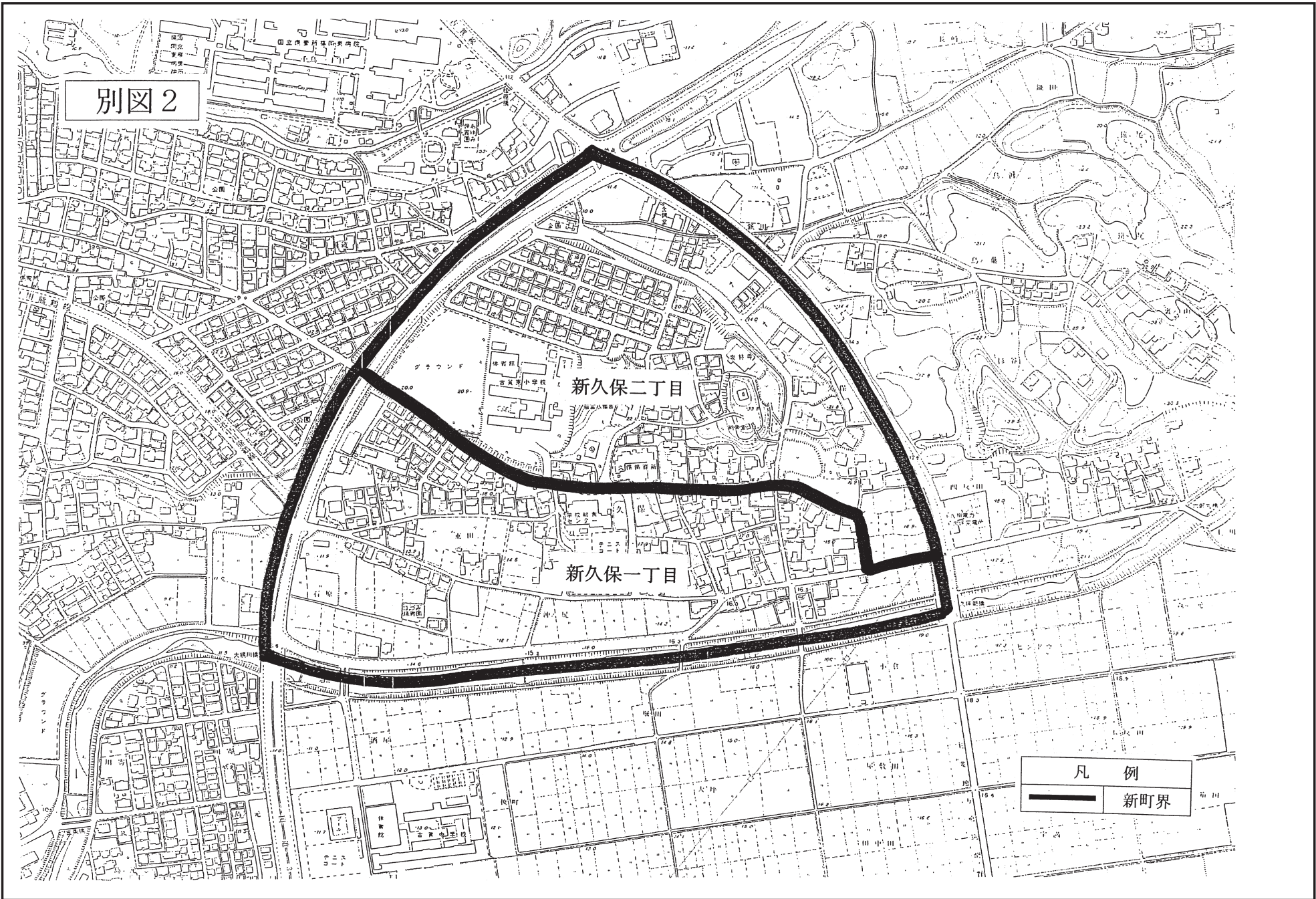
別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1



凡例
—— 実施区域

別図2



凡 例
—— 新町界

公安委員会

福岡県公安委員会告示第150号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成19年5月21日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査（大型二種、中型二種、普通二種免許及び大型、中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成19年6月21日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成19年6月22日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成19年6月25日（月曜日） " 6月26日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市仁保23番地21 筑豊自動車運転免許試験場

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
大型二種、中型二種、普通二種	13,300円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	15,650円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通	12,150円	
特定第一種	9,500円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受領した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年6月13日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時30分まで）とする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年6月13日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対し

て行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811 - 1392
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 道路交通法（昭和26年法律第183号）に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円減ずるものとする。	

別表2

免除される審査細目	大型免許、中型免許に係る額	普通免許に係る額	特定第一種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円
備考 1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「			

大型・中型」を受けようとする者にあつては9,200円、「普通」を受けようとする者にあつては6,350円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては3,750円を減ずるものとする。

2 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては3,050円、「普通」を受けようとする者にあつては2,600円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては2,550円を減ずるものとする。

3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては14,900円、「普通」を受けようとする者にあつては11,400円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては8,700円を減ずるものとする。

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年5月21日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「大型乗用自動車通行止め」を「大型乗用自動車等通行止め」に改める。

第14条第11号中「大型自動車」の次に「、中型自動車」を加える。

第16条第2項第2号中「第29条第1項第2号」を「第29条第1項第4号」に改める。

第23条第1項の表を次のように改める。

免許の種類	免許の申請及び運転免許試験の場所
大型自動車免許（以下「大型免許」という。）	筑豊自動車運転免許試験場
中型自動車免許（以下「中型免許」という。）	
けん引免許	北九州自動車運転免許試験場又は筑豊自動車運転免許試験場
大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）	筑豊自動車運転免許試験場

コ 自動車台数	乗用				貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計
	大型	中型	普通	軽	大型	中型	普通	軽					
サ 運転者数	免許種別	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	小型	計			
	専従												
	予備												

に、

本籍又は国籍	
住所	

を

住所	
----	--

に、

「住民票等による本籍、住所、氏名、生年月日の確認」を「住民票等による住所、氏名、生年月日の確認」に改める。

様式第25号中

「大型 普通 大自二 普自二 (限定なし・小型)」を

「中型 普通 大自二 普自二 (限定なし・小型)」に、

「大型 普通 大自二 普自二 小付引 大自二 普自二 大特二 小付引」を

「大型 中型 普通 大自二 普自二 小付引 大自二 普自二 大特二 小付引」に改める。

様式第26号の8中 「種類」を 「種類」に改める。

様式第26号の10中 「大型 普通 大自二 普自二 小付引 大自二 普自二 大特二 小付引」を

「大型 中型 普通 大自二 普自二 小付引 大自二 普自二 大特二 小付引」に改める。

様式第27号の2中「普通車講習等申出書」を「大型車講習等申出書」に、

「第4号 普通車
第5号 大型自動二輪車
第6号 に基づく 普通自動二輪車 講習を
第7号 応急救護処置
第8号の2 旅客車」

「第4号 大型車
第5号 中型車
第7号 に基づく 大型二輪車 講習に改める。
第8号 普通二輪車
旅客車
応急救護処置」

様式第27号の3中「第108条の2第1項第8号」を「第108条の2第1項第6号」に改める。

様式第29号の3中 「大型 普通 大自二 普自二 小付引 大自二 普自二 大特二 小付引」を

「

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	特
													引

」に改める。

様式第29号の4中

大	普	大	大	普	小	原	け	大	普	大	け	
型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	
												引

 を

「

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	特
													引

」に改める。

様式第29号の5中

大	普	大	大	普	小	原	け	大	普	大	け	
型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	
												引

 を

「

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	特
													引

」に改める。

様式第29号の6中「特定任意高齢者講習申出書」を「特定任意高齢者講習申出書（簡

易講習）」に、

大	普	大	大	普	小	原	け	大	普	大	け	
型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	
												引

 を

「

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	特
													引

」に改める。

様式第29号の6の次に次の1様式を加える。

様式第29号の7（第33条の2の7関係）

特定任意高齢者講習申出書（シニア運転者講習）

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

道路交通法第108条の2第2項に基づく特定任意高齢者講習を受けたいので申し出ます。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
連 絡 先（電話番号）	（ ） -
現に受けている免許の種類 （所有する免許に 印をつ けて下さい。）	大 中 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二 自 自 特 引

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成19年6月2日から施行する。